

1 手引の概要

(1) 手引作成の目的

尾道市では、平成 18 年度に旧尾道市及び向島町を対象区域とした「尾道市景観計画」(以下、景観計画といいます。)を定め、平成 19 年 4 月 1 日から施行していますが、平成 22 年 4 月 1 日からは尾道市全域で施行します。

また、平成 18 年度には「尾道市景観地区」(以下、景観地区といいます。)を定め、平成 19 年 4 月 1 日から施行しています。

この手引は、「景観計画」の区域と「景観地区」において、良好な景観を形成するために定めている建築行為等に関する基準の内容を、市民・事業者のみなさんに紹介しています。個々の基準の趣旨や考え方について、みなさんの理解と積極的な配慮をいただくとともに、届出や申請にかかる手続きを円滑に行うためのガイドブックとして活用されることを期待するものです。

(2) 手引の内容と利用方法

手引の内容は、次のとおりです。

①個々の基準の具体的内容(趣旨、基準の説明、イメージ例など)

- 具体的な建築物や工作物などを計画する段階で、景観形成の面からどのようなことに留意するかを確認し、計画に反映させてください。
- 「景観計画」の区域については、「規制または措置の基準」を対象とします。
 - ・届出対象となる行為においては、基準の説明やイメージ例などを参考として、基準に適合する形態意匠となるよう計画してください。
- 「景観地区」については、都市計画に定める「建築物の形態意匠の制限」と「建築物の高さの最高限度」、「尾道市景観条例」に定める「工作物の形態意匠の制限(柵や塀など)」と「工作物の高さの最高限度」を対象とします。
 - ・対象となる行為においては、基準の説明やイメージ例などを参考として、基準に適合する形態意匠、高さとなるよう計画してください。
 - ・なお、「景観地区」内の建築物については、「景観計画」で定める制限内容は適用されません。

②チェックリスト

- 基準の内容をわかりやすく一覧表にまとめたもので、計画段階での検討資料として、あるいは、届出または申請時の資料として活用してください。

③届出、申請の手続き

- 景観計画区域における届出、景観地区における認定申請にかかる手続きの流れなどを説明しています。
- また、届出、申請に必要な書類の様式を添付しているので、活用してください。

2

景観形成の基準の説明

1 景観計画区域

(1) 景観計画区域の範囲

景観計画区域は、尾道市の全域とします。

(2) 届出が必要となる行為

景観計画に基づく届出対象行為は、景観法第16条第1項の規定に基づき、また、広島県景観条例における届出対象（大規模行為）との整合性を保つ観点から、次のとおりとしています。（重点地区（2地区）の区域と重点地区以外の区域とで違いがあります。）

行為の種別		対象となる規模等		
		重点地区の区域		重点地区以外の区域
		尾道・向島地区	瀬戸田地区	
① 建築物	新築、増築、改築、移転、外観の変更を伴う修繕・模様替え、色彩の変更	— (景観地区であり、景観計画に定める建築物に関する行為の制限が適用されない。)	規模を限定しない。	高さ13mまたは建築面積1,000㎡を超える建築物（増築については行為後の高さまたは建築面積）。増改築と外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積の合計が10㎡を超えるもの
② 工作物	新設、増築、改築、移転、外観の変更を伴う修繕・模様替え、色彩の変更	下表の工作物の区分に従い、次のとおりとする。 a：高さ5mを超え、かつ長さ10mを超える法面・擁壁 b：高さ13mを超える(*)または築造面積1,000㎡を超えるもの c：高さ20mを超える(*)もの (*)建築物と一体になって設置される場合の高さは、当該工作物の高さが5m超、かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さがbで13m超、cで20m超 外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積の合計が10㎡を超えるもの		
			敷地に設ける柵・塀について規模を限定しない。	
③開発行為		3,000㎡を超える開発行為		
④土石の採取		1,000㎡を超える採取		
⑤屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積		高さ5mまたは面積1,000㎡を超えるもの		
⑥届出事項の変更		前記5項目の届出事項を変更しようとするとき		

〔工作物の区分〕

a	・擁壁その他これらに類するもの
b	・電波塔、物見塔、装飾塔その他これらに類するもの ・煙突、排気塔その他これらに類するもの ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの ・鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナその他これらに類するもの ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、または処理する施設 ・自動車車庫の用に供する立体的な収納施設 ・汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設その他これらに類するもの
c	・彫像、記念碑その他これらに類するもの ・電気供給または有線電気通信のための電線路または空中線（これらの支持物を含む。）、その他これらに類するもの ・屋外に設置されたクレーン等の生産設備その他これらに類するもの

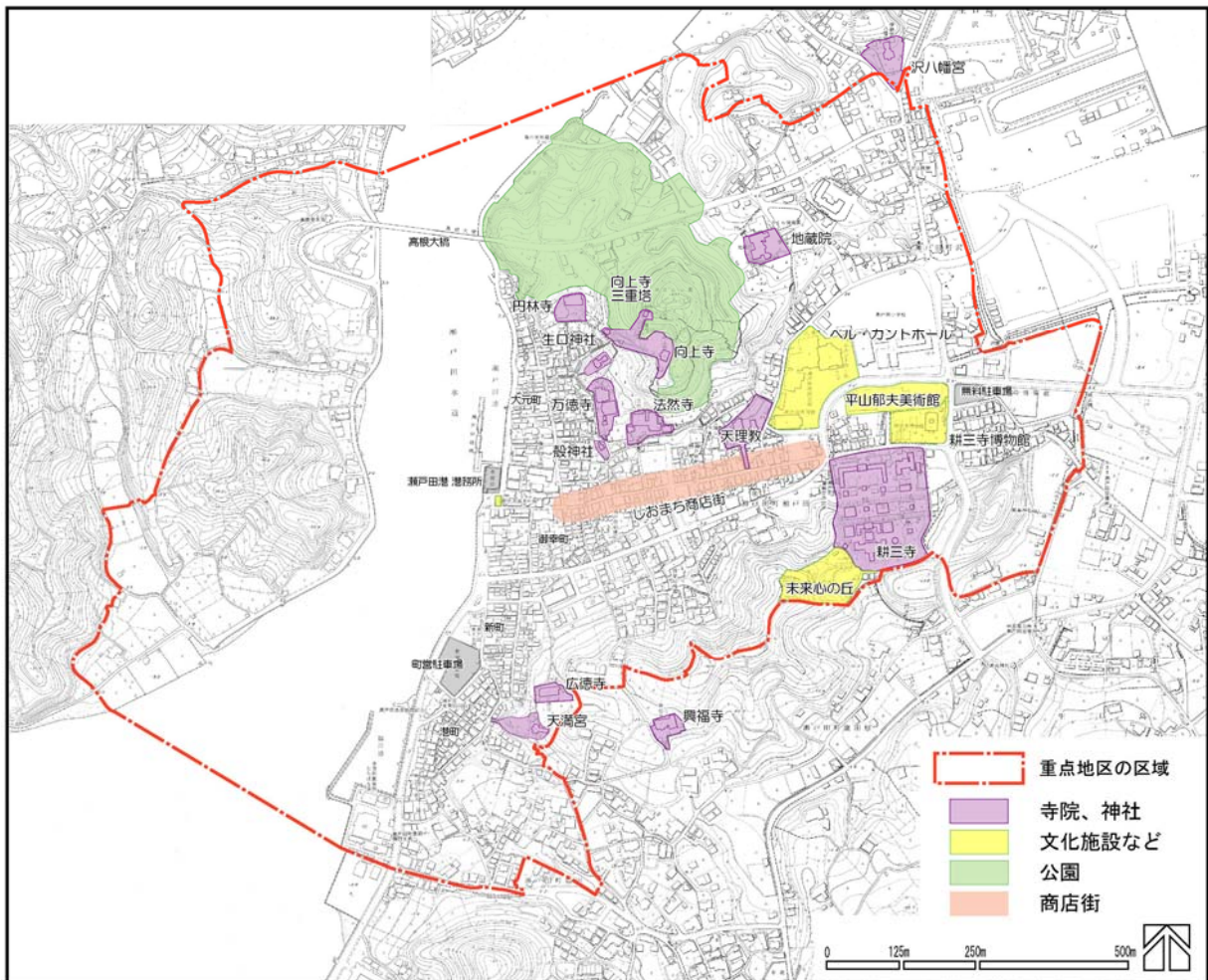
前記の規定にかかわらず、次の行為は、景観計画に基づく届出は不要です。

- 国宝、重要文化財、指定文化財などの修繕などで、文化財保護法や広島県または尾道市の文化財保護条例の規定により別途通知や許可申請などが必要な行為
- 通常の管理行為、軽易な行為、地下に設ける建築物・工作物の建築・建設、植物の伐採、建築物が既にある建築敷地内で行う一定の行為
- 非常災害の応急措置として行う行為
- 景観地区内で行う建築物の建築等（別途、認定申請をしていただくため）
- 平原地区と尾道流通団地地区で行う建築物の建築等と工作物の建設（それぞれ地区計画に基づく制限があるため）
- 尾道市屋外広告物条例の規定により別途届出や許可申請が必要な屋外広告物及びこれを掲出する工作物の設置など

重点地区の区域は次のとおりです。

- 尾道・向島地区は、特に尾道市の景観形成を主導する地区として位置づけ、「景観地区」を指定しています。区域は、p 21 の図をご覧ください。
- 瀬戸田地区の区域は、下図をご覧ください。

□ 重点地区（瀬戸田地区）の区域図



(3) 景観計画の基準の内容

【地域の特性にあわせた建築物等の形態意匠の基準】 →詳しくは p 7～10 をご覧ください

<ul style="list-style-type: none"> ●山林や果樹園が広がる地区では、山林などの色彩や稜線などの地形要素となじませる。 ●水田、畑、農業集落などが広がる地区では、色彩やスケール感を周囲となじませる。 ●住宅地や家屋が連担する集落では、色彩やスケール感を周囲となじませ、調和させるほか、親しみやすいデザインを導入する。 ●小売店舗やサービス施設が集積する商業系市街地や幹線道路沿道では、にぎわいを演出するデザインを基本とし、けばけばしい色彩は避け、品格のある建築物とする。 ●工場や流通業務施設が集積する市街地では、周囲との調和を基本とし、表情のあるデザインを導入する。 ●景観資源となる歴史的建造物等の周辺では、建築物や工作物はその資源との連続性に配慮し、景観資源に調和する色彩や素材を用いる。 ●高速自動車のインターチェンジ・ジャンクション、鉄道駅の周囲、渡船乗り場の周囲では、表情のある建築デザインの採用や樹木による修景をする一方、景観阻害につながる工作物等を抑制する。
--

【具体的な行為の制限の基準】

①建築物

→詳しくは p 11～17 をご覧ください

項目		規制または措置の基準
屋根	形状等	<ul style="list-style-type: none"> ●建築場所の周辺が住宅地や集落地であるときは、極力勾配屋根とする。ただし、建築物全体の意匠との調和を図ることが困難な場合はこの限りではない。 ●勾配屋根とするときは、形状や配置について周囲の既存建築物と調和させる。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●高明度・高彩度のものは使用しないこととする。 ●瀬戸田地区においては明度、彩度を低くする。(尾道市景観地区と同じ基準を適用する。)
外壁	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模な建築物（地上階数5階以上または建築物の長辺が30m以上。瀬戸田地区においては地上階数4階以上。）の外壁は、圧迫感を軽減し、周囲との調和を図るため、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○圧迫感を感じさせないような外壁の工夫 ○色彩や素材、目地等による分節 ●海辺に立地する建築物は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の配置及び低層階の形態は、極力、陸地側から海への視線が確保されるものとする。 ○海上や対岸からの眺望に配慮し、海側が建築物の表側と感じられる表情のある意匠とする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁の色彩は、次のとおりとする。ただし、アクセント色についてはこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> ○落ち着いたある色調、無彩色または素材色を用いる。彩度の高い色は使用しないこと。 ○瀬戸田地区においては、背後の山林や瀬戸の景観と調和する穏やかな色彩とする。(尾道市景観地区の斜面市街地ゾーン及び沿道市街地ゾーンと同じ基準を適用する。) ○主要な展望地からの眺望も含めて近景から遠景に至る様々な方向から見た場合の色彩の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。

項目		規制または措置の基準
外壁 (続き)	色彩 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模建築物の色彩による景観への影響が大きい自然・農地が広がる地域や住宅地等においては、上記の色彩基準を前提として、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○住居系の市街地及び集落地においては暖色系の色相 ○瀬戸内の自然景観の保護が求められる瀬戸内海国立公園の特別地域をはじめ「向島・浦崎・百島地域」、「因島東部地域」、「因島西部地域」、「生口島北部地域」及び「生口島南部地域」では、周囲の山林や果樹園の色彩との対比性が強調されないものであること。 ●建築物の増築を行う場合や、敷地内に新たな建築物を増設する場合は、類似する部位の色彩を統一するなど、全体の色彩を調和させる。
建築設備等		<ul style="list-style-type: none"> ●屋外階段や建築設備を設置する場合は、建築物の美観を整えるため、次のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○建築物と一体となった意匠とする。 ○周囲から直接望見できない位置に配置する。 ○ルーバー、外壁などにより適切に遮蔽する。この場合ルーバー等の色彩は外壁の色彩の基準と同一とする。 ●集合住宅などにおけるテレビ受信アンテナは、共同化する。 ●建築物に附属する駐車場・駐輪場は、建築物本体と調和した意匠とする。 ●建築物に附属するごみ置き場は、美観を整えるため、次のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の内部に組み込み、一体化する。 ○建築物と同一の素材の壁、生垣や緑化フェンスなどで遮蔽する。 ●瀬戸田地区においては、屋上、屋根、階段室などには建築設備等は原則として設置しない。また、屋上、屋根、塔屋などには携帯電話用基地局アンテナは、原則として設置しない。(尾道市景観地区における「屋根等」の「スカイライン」と同じ基準を適用する。)
塀や垣など		<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の敷地に塀や垣などを設ける場合は、極力生垣または自然素材を用いた柵・塀とし、これによりがたい場合は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○透視性があり、低明度・低彩度の落ち着いた色彩の金属フェンスその他これに類するもの ○化粧性のあるコンクリート塀またはコンクリートブロック塀 ○柵・塀の前面を緑化したもの ●瀬戸田地区においては、コンクリート塀又はコンクリートブロック塀に着色する場合は彩度を低くする。また、金属製のフェンスなどを用いる場合は、褐色系を使用する。(尾道市景観地区と同じ基準を適用する。)

②工作物

→詳しくは p18 をご覧ください

項目	規制または措置の基準
工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁の色彩は、次のとおりとする。ただしアクセント色、工作物の保安上必要とされる彩色、彫像・記念碑等でデザイン上必要な彩色等はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> ○落ち着いた色調、無彩色または素材色を用いるものとし、彩度の高い色は使用しないこと。 ○主要な展望地からの眺望も含めて近景から遠景に至る様々な方向から見た場合の色彩の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。 ●貯蔵用タンクなどで大規模な壁面を有する工作物（規模は建築物の場合に準じる。）の外壁は、圧迫感を軽減し、周辺との調和を図るため、極力、色彩等による分節化や表情づけを行う。

項目	規制または措置の基準
工作物の附属設備等	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物に屋外階段や高架水槽などの設備を設置する場合は、工作物の美観を整えるため、次のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該工作物と一体となった意匠とする。 ○ ＊ルーバーなどにより適切に遮蔽する。この場合ルーバー等の色彩は当該工作物の色彩の基準と同一とする。
工作物の敷地の塀や垣など	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物の敷地に塀や垣などを設ける場合は、極力生垣または自然素材を用いた柵・塀とし、これにより難しい場合は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 透視性があり、低明度・低彩度の落ち着いた色彩の金属フェンスその他これに類するもの ○ 化粧性のあるコンクリート塀またはコンクリートブロック塀 ○ 柵・塀の前面を緑化したもの ● 瀬戸田地区においては、金属製のフェンスなどを用いる場合は、褐色系を使用する。(尾道市景観地区と同じ基準を適用する。)
擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要構造部にコンクリートを使用する場合は、その色彩は、周辺の土壌や岩石等と明度をそろえるなど、斜面の景観に違和感なく融和するよう努める。

*ルーバー・・・格子状に一定の間隔、角度で取り付けられた装置、構造物で、通気性を確保しながら日よけや雨よけ、目隠しに用いる。

③開発行為

→詳しくは p19 をご覧ください

項目	規制または措置の基準
擁壁その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の自然植生と調和したできる限り豊かな緑化に努める。なお、主要構造部にコンクリートを使用する場合は、その色彩は、周辺の土壌や岩石等と明度をそろえるなど、斜面の景観に違和感なく融和するよう努める。

④土石の採取

→詳しくは p19 をご覧ください

項目	規制または措置の基準
採取の工法等	<ul style="list-style-type: none"> ● 採取後に、採取前に近い自然の状態に戻る工法を採用する。
修景または塀や垣など	<ul style="list-style-type: none"> ● 採取する土地は、目立たないように、次のいずれかの措置を講じる。なお、行為の土地の形状や地形等から困難である部分についてはこの限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地の周囲を緑化等により修景する。 ○ 周囲から見えにくいよう、次のいずれかで採掘場所を隠す。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 化粧性のあるコンクリート塀、コンクリートブロック塀、鋼板フェンス ◇ 柵・塀の前面を緑化したもの

⑤屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積

→詳しくは p20 をご覧ください

項目	規制または措置の基準
堆積の形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 堆積物が周囲の景観に及ぼす影響を小さくするため、極力堆積物の高さを低くするとともに、整然とした堆積とする。
修景または塀や垣など	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為地の敷地は、堆積物が周囲から見えにくいよう、次のいずれかで堆積物を隠す。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 化粧性のあるコンクリート塀、コンクリートブロック塀、鋼板フェンス ○ 柵・塀の前面を緑化したもの

適用除外	<p>次の建築物・工作物における建築等の行為については、届出はしていただきますが、<u>制限の適用を除外します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公共用空地(道路、公園、広場、歩行者通路、その他の公共の用に供する空地)から望見できないもの(望見できない部分を有する場合には、当該部分) ② 良好な景観形成に支障を及ぼす影響が少ないものとして市長が特に認めたもの
-------------	---

(4) 各基準の説明

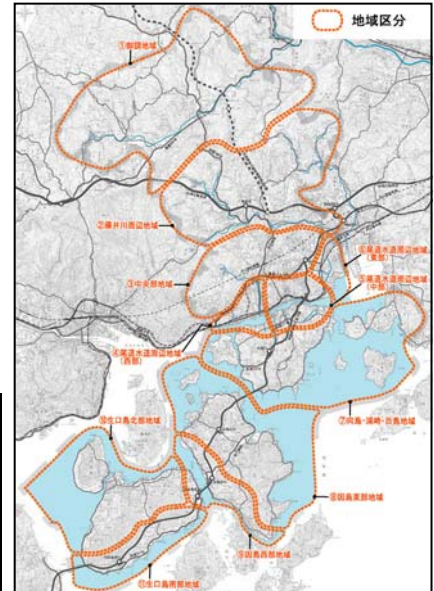
① 基本的事項

建築物の 共通事項	● 景観計画の「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」における「地域別の方針」の内容に沿ったものとするよう努める。
--------------	---

◆ 当該行為が、景観計画の「地域別方針」の実現に寄与し、良好な景観の形成につながることを促すものです。

- ・「地域別方針」は、景観計画区域を次のように地域区分し、それぞれの地域の景観特性を伸ばしながら良好な景観を形成することとしています。
- ・地域区分や方針の内容は、「尾道市景観計画」または「尾道の景観施策のあらまし」をご覧ください。

御調地域	向島・浦崎・百島地域
藤井川周辺地域	因島東部地域
中央部地域	因島西部地域
尾道水道周辺地域(西部)	生口島北部地域
尾道水道周辺地域(中部)	生口島南部地域
尾道水道周辺地域(東部)	



◆ 地域の特性或景観資源を阻害するなど、明らかに方針の内容に適合しないものは設計変更等をお願いすることになります。

建築物の 共通事項	● 行為の制限の対象となる行為はその規模が大きいものであり（重点地区は除く）、行為地周辺の景観に与える影響が大きいことに鑑み、次のとおり、周辺地区における景観の特徴に調和させることを重視するとともに、地区の景観の特徴を伸長させる要素の導入や敷地内の緑化など、当該行為が良好な景観の形成に寄与するよう努める。
--------------	---

◆ 前記の「地域別の方針」に加え、当該行為を行う場所の景観の特徴（ここでは、土地利用の性格から一般的にとらえられる景観を想定しています。）に調和することを求めるものです。

◆ 内容については、p 11 以降の「②建築物の形態意匠」と「③工作物の形態意匠」の個別の項目と重複するものがありますが、それらも含めて、当該行為の性格にふさわしい行為となっているかどうかを総合的に確認するための項目となっています。

◆ それぞれの行為においては、

- ・ 次の「山林や果樹園が広がる地区」から「工場や流通業務施設が集積する市街地」までのどれに該当するかを判断し、
- ・ さらに「景観資源となる歴史的建造物等の近傍」と「高速自動車道のインターチェンジ・ジャンクション、鉄道駅の周囲、渡船乗り場の周囲」のいずれかに該当するかどうかを判断し、

次頁以降の、該当する立地タイプの項目について適合性の確認を行います。

(続き)	○山林や果樹園が広がる地区においては、山林などの色彩や稜線などの地形要素となじませるなど、緑と調和した景観を形成する。
------	---

◆山林や果樹園が広がる丘陵地などの地区では、緑と調和した景観を形成するために、次の配慮を求めています。

- ・山林等の色彩から突出して見える対比性の強い色彩とならないこと
- ・建築物、工作物が、背後の山林等の稜線から著しく突出した配置・形状とならないこと



向東町

(続き)	○水田、畑、農業集落などが広がる地区においては、色彩やスケール感を周囲となじませるなど、落ち着きとゆとりのある景観を形成する。
------	---

◆水田、一般畑、農業集落などが広がる農業地域では、落ち着きとゆとりのある景観を形成するために、次の配慮を求めています。

- ・色彩が、樹木、土など自然の要素と調和しないものにならないこと
- ・建築物、工作物の形や外壁などのデザインが、農家住宅などと調和しない過大なスケール感のものにならないこと



御調町

(続き)	○住宅地や家屋が連担する集落においては、色彩やスケール感を周囲となじませ、調和を図るほか、親しみやすいデザインの導入により、市民の日常の生活空間にふさわしい景観を形成する。
------	--

◆住宅地や家屋が連担する集落では、日常の生活空間にふさわしい景観を形成するために、次の配慮を求めています。

- ・色彩が、居住の場になじみにくい派手な色彩や寒色が強調された色彩でないこと
- ・建築物、工作物の形や外壁などのデザインが、一般戸建て住宅などと調和しない過大なスケール感のものにならないこと



竜王台

(続き)	○小売店舗やサービス施設が集積する商業系市街地や幹線道路沿道においては、にぎわいを演出するデザインを基本とし、けばけばしい色彩を避けるなど、一定の品格のある景観を形成する。
------	--

◆小売店舗・サービス施設が集積する商業系市街地や幹線道路沿道では、一定の品格のある商業地の景観を形成するために、次の配慮を求めています。

- ・建築物、工作物の色彩をけばけばしいものとししないこと（屋根・外壁の色彩の基準への適合）
- ・極端に目立つ装飾や色彩など、周囲から突出するような過剰な演出の意匠とししないこと



高須町



因島中庄町

(続き)	○工場や流通業務施設が集積する市街地においては、周囲との調和を基本とし、表情のあるデザインの導入により、親しみやすく、活力を感じさせる景観を形成する。
------	---

◆工場や流通業務施設が集積する市街地では、親しみやすく、活力を感じさせる景観を形成するために、次の配慮を求めています。（ここでの「市街地」は市街化区域に限定するものでなく、複数の施設が集積し、一団性がある地区を指します。）

- ・外壁など建築物、工作物の外観に、素材や色彩などデザインの工夫を施し、殺風景な印象のものにしないこと



長者原



因島田熊町・中庄町

(続き)	○景観資源となる歴史的建造物等の近傍では、建築物や工作物は当該資源との連続性に配慮し、当該資源に調和する色彩や素材を用いて景観を保全する。
------	---

◆この項目は、上記までの土地利用上の特性にかかわらず配慮していただきたい事項です。

◆地域の景観資源となるような歴史的建造物（寺院、神社、古民家など）や樹木などの周囲に立地する建築物・工作物については、当該建造物等が地区の景観の中で引き立つようにしていくことが大切です。このため、次の配慮を求めています。

- ・当該行為の建築物、工作物が、地区の中で、歴史的建造物や樹木などよりも目立つような形態意匠（色彩など）の採用を控えること
- ・伝統的な意匠を用いた建造物等の周囲で、洋風の建築意匠や色相が異なる屋根の色彩など、調和しにくい意匠の採用を控えること



浄土寺



潮音山と寺社など（瀬戸田町）

(続き)	○高速自動車道のインターチェンジ・ジャンクション、鉄道駅の周囲、渡船乗り場の周囲においては、表情のある建築デザインや樹木による修景、景観阻害につながる工作物等の抑制などにより、都市・地域の玄関口としての良好な景観を形成する。
------	--

◆この項目も、土地利用上の特性にかかわらず配慮していただきたい事項です。

◆都市・地域の玄関口となるような場所では、市民や来訪者の移動を温かく迎え、見送るような優しさや、都市・地域の顔となるような空間としていくことが必要です。しかし、多くの人の目に入りやすい場所であることから、特に目立つことを意識した行為が行われやすい場所ともなります。このため、次の配慮を求めています。

- ・単調なデザインとせず、玄関口にふさわしい表情を持ったものとする
- ・景観阻害につながるような工作物等は目立つ場所に設置することを避け、やむを得ない場合は樹木による修景等を施すこと



新尾道駅前



尾道渡船

②建築物の形態意匠

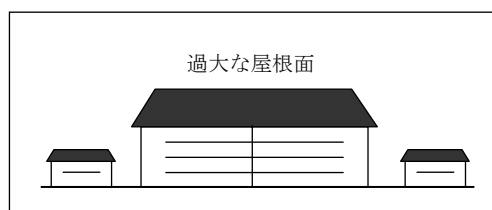
屋根の形状等	<p>●建築場所の周辺が住宅地や集落地である場合は、極力勾配屋根を採用する。ただし、建築物全体の意匠との調和を図ることが困難な場合はこの限りではない。</p>
--------	---

◆一般の住宅地や集落地では、勾配屋根を用いた住宅などの屋根並みが広がっています。これらに調和するよう勾配屋根を採用することを求めています。

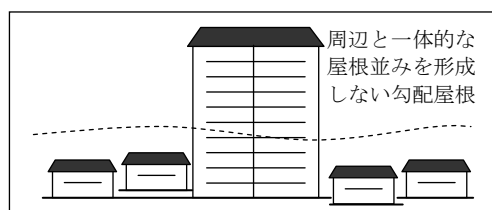
◆ただし、勾配屋根の設置が困難である場合や、景観上はむしろ適当でない場合は、この限りではありません。

- ・屋上への設備の設置、屋上の利用などの必要があり、これを踏まえた適切な意匠の勾配屋根の設置が困難である場合

- ・建築物の水平方向規模が大きいため、勾配屋根を設置すると過大な屋根面が発生する場合（→右図）



- ・建築物の高さが周辺の住宅地や集落地から突出しているなど、勾配屋根を設置しても周辺と一体的な屋根並みが形成されない場合（→右図）



など

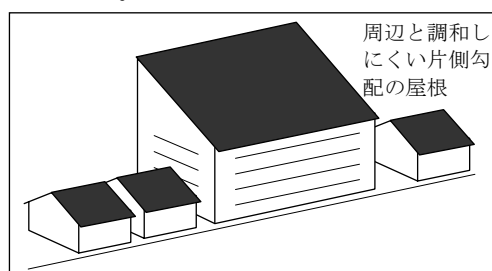
屋根の形状等	<p>●勾配屋根を採用する場合は、形状や配置について周囲の既存建築物と調和させる。</p>
--------	---

◆一口に勾配屋根といってもその形状についての配慮が望まれます。

- ・一般に見られる和瓦の屋根勾配は $4.5/10 \sim 5/10$ とされていますが、これを大きく超えるような屋根勾配は周囲から突出して見えやすいと考えられます。特に届出対象となる規模の建築物では屋根の規模も相対的に大きく、目立ちやすくなるため、勾配の突出については配慮してください。

- ・妻側が尖って見え、平側の屋根面が大きくなりやすい片側勾配の屋根など、基本形状についても、周囲との調和に配慮してください。

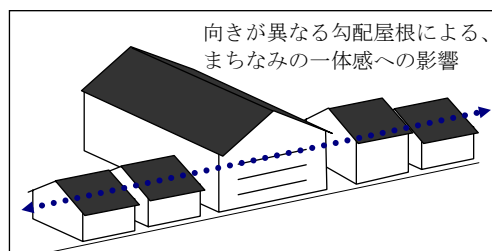
（→右図）



◆また、配置については、ある方向から見たときに、平側または妻側の屋根面が連続していると、一体感のある景観をつくるという特徴があります。届出対象となる規模の建築物では、屋根面が90度違っていると地区の景観の特徴が失われる場合が考えられるので、周辺の屋根並みの特性に配慮してください。



平側の屋根並みが連続した、一体感のある景観



屋根の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 高明度・高彩度のものは使用しないこととする。 ● 瀬戸田地区においては明度、彩度を低くする。(尾道市景観地区と同じ基準を適用する。)
-------	---

◆ 建築物の屋根や外壁の色彩は、地域の景観に大きな影響を及ぼす要素であるため、一定の制限を行うこととします。

◆ 景観計画区域における屋根の色彩については、次のような配慮が望まれます。

- ・ 周辺の自然との調和……屋根の色彩は、市街地や集落の周辺の樹林などとともに遠距離や高所から認識されることが多い要素です。樹林などの緑が映えるよう、明度・彩度を抑えることが大切です。(植物の緑の平均的な鮮やかさは彩度6程度となっています。)
- ・ 色の变化への対応……汚れが目立ちやすい高明度色や、変退色の影響を受けやすい高彩度色を避けることが望まれます。
- ・ 屋根材の一般的な色彩特性を考慮……一般に低明度・低彩度色が多く用いられています。ただし、戸建て住宅などの濃いグレーの瓦屋根も、多くは、純粋なグレー(無彩色)ではなく、やや黄色みを帯び、暖かみのある色彩となっています。マンセル記号(*)で表すと、色相5Y、明度4.0~4.5程度、彩度0.5~1.0程度が最も多くなっています。

(*)マンセル記号については、p46以降の「3 色彩の表し方」をご覧ください。

◆ 「重点地区」である瀬戸田地区は、尾道・向島地区(=景観地区)と同様に、瀬戸の水面や市街地背後の山の自然景観、歴史・文化的な地区特性に調和した景観の形成が必要な地区で、背後の山や寺社、対岸などから見える屋根面の連なりや色彩が景観を特徴づける地区となっています。このため、屋根の色彩は、低明度・低彩度で落ち着いたもの、穏やかなものとする必要があります。

・ 原則、次の色彩範囲(※)としてください。

色相が 10R~5Y の場合	→ 明度 6 以下、彩度 4 以下
その他の色相の場合	→ 明度 6 以下、彩度 1 以下
(マンセル表色系による)	

(※)「景観地区」の屋根の色彩基準(p30)と同じ内容です。

・ 陸屋根には適用しませんが、外観が勾配屋根に類似する構造物(屋上設備の遮蔽や修景などの目的で設置するパラペットや架構式の構造物)には適用します。

◆ なお、色彩に関する基準は、着色していない自然素材の部位は適用対象外とします。

外壁の形態・意匠	<p>●大規模な建築物（地上階数5階以上または建築物の長辺が30m以上。瀬戸田地区においては地上階数4階以上。）の外壁は、圧迫感を軽減し、周辺との調和を図るため、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○圧迫感を感じさせないような外壁の工夫 ○色彩や素材、目地等による分節
	<p>●海辺に立地する建築物は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の配置及び低層階の形態は、極力、陸地側から海への視線が確保されるものとする。 ○海上や対岸からの眺望に配慮し、海側が建築物の表側と感じられる表情のある意匠とする。

- ◆これらの項目は、景観地区の基準に同様のものがあるため、そちらで整理しています。景観地区の建築物に関するp32の「外壁の形態」、p34の「ファサード」及びp38の「低層部の形態」をご覧ください。
- ◆「重点地区」である瀬戸田地区では地上4階でも目立ちやすい規模であるため、「大規模な建築物」の基準を「重点地区」以外の区域とは異なるものとしています。

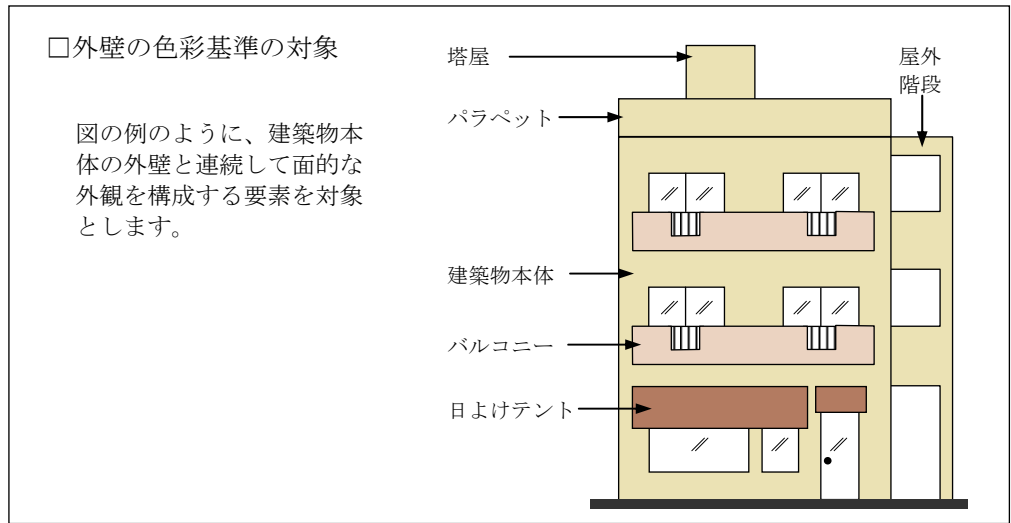
外壁の色彩	<p>●外壁の色彩は、次のとおりとする。ただし、アクセント色についてはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○落ち着いたある色調、無彩色または素材色を用いることとし、彩度の高い色は使用しないこと。 ○瀬戸田地区においては、背後の山林や瀬戸の景観と調和する穏やかな色彩とする。（尾道市景観地区の斜面市街地ゾーン及び沿道市街地ゾーンと同じ基準を適用する。） ○主要な展望地からの眺望も含めて近景から遠景に至る様々な方向から見た場合の色彩の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。
-------	--

- ◆景観計画区域における外壁の色彩については、次のような配慮が望まれます。
 - ・周辺の自然との調和……市街地や集落の周辺の樹林などの緑が映えるよう彩度を抑えることが大切です。（植物の緑の平均的な鮮やかさは彩度6程度となっています。）
 - ・建築物の一般的な色彩特性を考慮……一般的に建築物の外装には暖色系の中・低彩度色が用いられています。単に彩度が低い色相や無彩色であればよいのではなく、暖色系の低彩度色を基本としていくことが大切です。
- ◆「重点地区」である「瀬戸田地区」は、屋根と同様に外壁についても穏やかな色彩とすることが必要です。原則、次の色彩範囲（※）としてください。

色相が5 Y R～5 Yの場合	→明度9以下、彩度4以下
その他の色相の場合	→明度9以下、彩度1以下
（マンセル表色系による）	

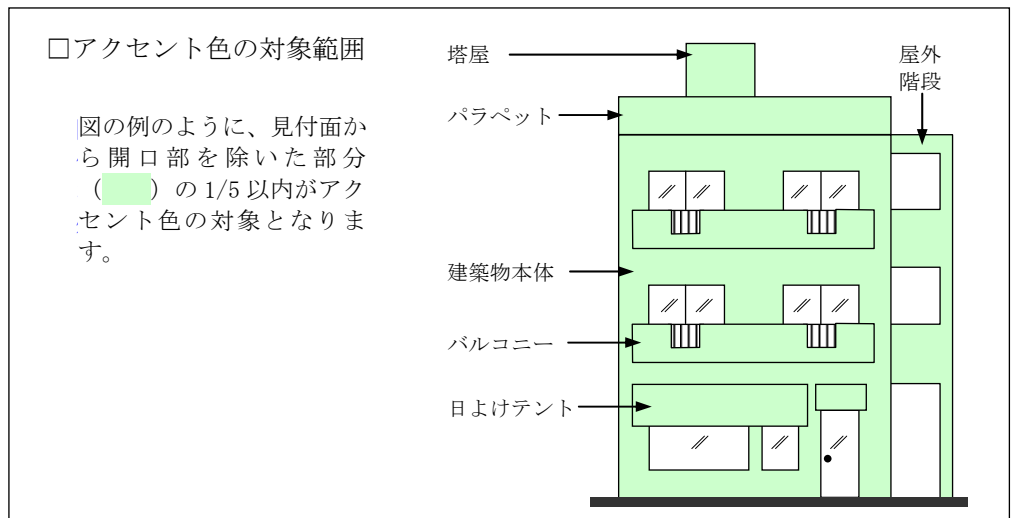
（※）「景観地区」－「斜面市街地ゾーン・沿道市街地ゾーン」の外壁の色彩基準（p35～36）と同じ内容です。

- ◆外壁の色彩基準の対象は、屋上パラペットやバルコニー、屋外階段の外壁面、日よけテントの面など、建築物の外壁と連続して面的な外観を構成する要素を含みます。ただし、着色していない自然素材の部位は適用対象外とします。



- ◆また、外壁の色彩基準は、外壁の基調となる色彩（基調色）に関するもので、「アクセント色」は除きます。「アクセント色」については、次のとおり、景観地区の外壁の色彩の基準と同様に扱います。

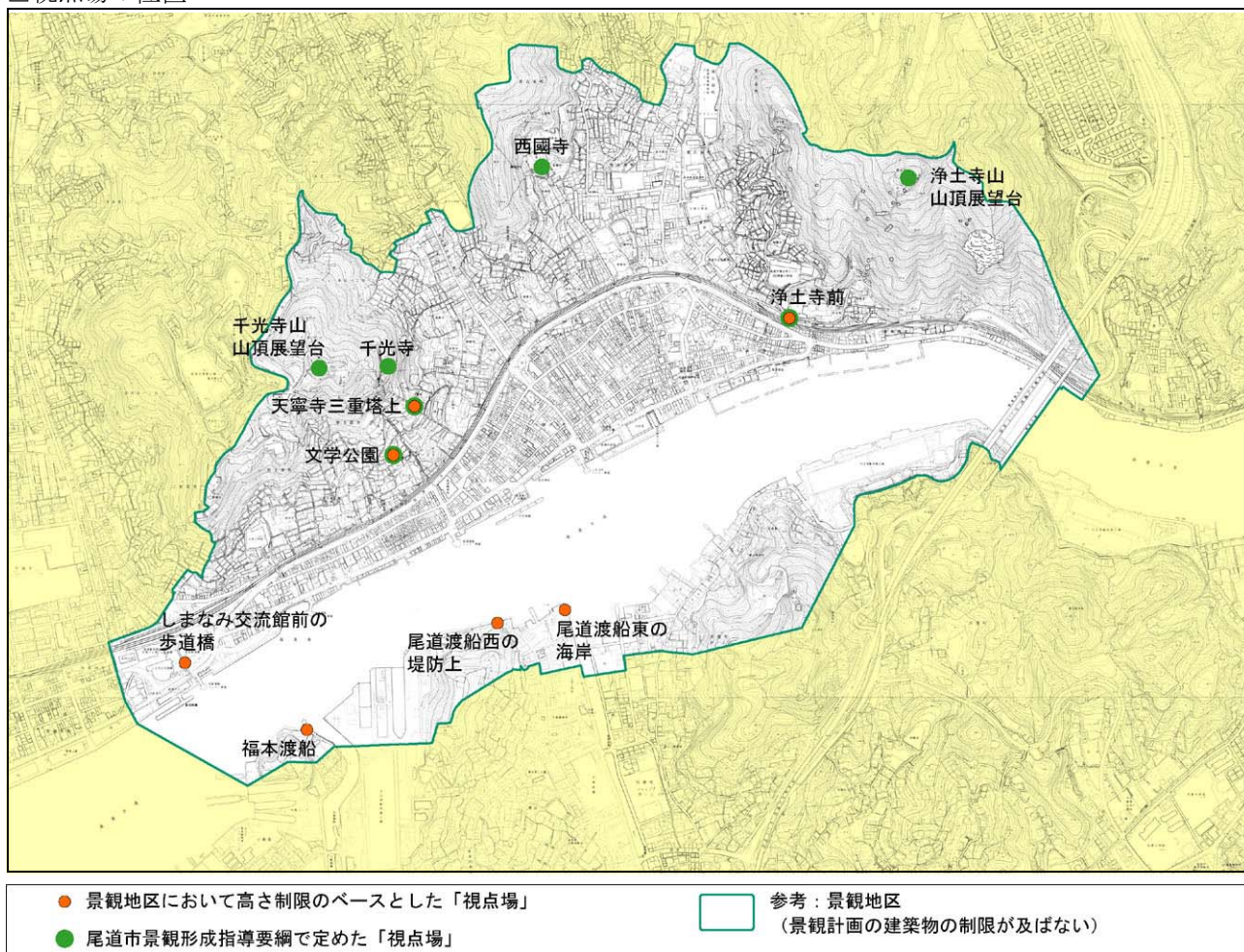
- ・アクセントとして用いる範囲は、開口部を除いた見付面積の 1/5 以内とします。立面図を基に算定してください。
- ・アクセント色は、住宅地、商業地など当該行為の場所の特性に配慮してください。
- ・最上階の外壁や屋上のパラペットは、眺望景観の中で目立ちやすい場所であるため、これらの場所では、できるだけ高彩度の色彩などを控えてください。



◆「様々な方向から見た場合の色彩の調和を総合的に検討」することを求める内容は、従来の「西瀬戸自動車道地域」の基準を踏襲したもので、色彩選定の基本的な姿勢を示すものです。

- ・当該建築物が、周囲の道路などの公共空間（市民が一般に利用する場所）のうち、どの方角（道路など線的な場所の場合）または場所（展望地など）から見えるかを把握し、周辺の市街地・集落・自然と調和のとれた色彩を選定してください。
- ・なお、「主要な展望地」とは、次のいずれかに該当する場所とします。
 - a) 景観計画の「地域別の景観形成の方針」の「方針図」に示した「眺望点」
 - b) 景観地区において高さ制限のベースとした「視点場」………下図参照
 - c) 尾道市景観形成指導要綱で定めた「視点場」………下図参照

□視点場の位置



外壁の色彩	<p>●大規模建築物の色彩による景観への影響が大きい自然・農地が広がる地域や住宅地等においては、上記の色彩基準を前提として、次のとおりとする。</p> <p>○住居系の市街地及び集落地においては暖色系の色相</p>
--------------	---

◆景観計画区域は、大部分が樹林・農地などの自然的景観が広がり、市街地等は住居系の土地利用が主です。これらの地域は一般に色彩のまとまりがあり、新たな建築もこれに調和することが求められます。

※なお、ここでいう「大規模建築物」は、外壁の形態・意匠の項目にある「大規模な建築物（地上階数5階以上または建築物の長辺が30m以上。瀬戸田地区においては地上階数4階以上。）」を意味するものではなく、景観計画の届出対象行為となる建築物全般（建築に関する大規模行為の意味）を指します。

◆住居系の市街地と集落地では、生活の場にふさわしい落ち着きと暖かさのある色彩となるよう、黄赤、黄など暖色系の色彩を基調色としてください。

(続き)	<p>○瀬戸内の自然景観の保護が求められる瀬戸内海国立公園の特別地域をはじめ「向島・浦崎・百島地域」、「因島東部地域」、「因島西部地域」、「生口島北部地域」及び「生口島南部地域」では、周囲の山林や果樹園の色彩との対比性が強調されないものであること。</p>
------	--

◆これらの地域においては、景観の基盤である山林・樹園地の彩りが大切であり、緑を背景にして立地する建築物が、極端に突出して見えないようにする必要があります。

◆このため、外壁の基調色には、著しい高明度色は使用しないでください。

◆なお、色彩に関する基準は、着色していない自然素材の部位は適用対象外とします。



山林を背景にした白色の建築物の例

外壁の色彩	<p>●建築物の増築を行う場合や、敷地内に新たな建築物を増設する場合は、類似する部位の色彩を統一するなど、全体の色彩を調和させる。</p>
--------------	---

◆工場、保健・医療・福祉施設、教育施設、宿泊施設など大規模建築物の中には、事業の拡張などに伴い増築・増設を行う場合があります。その際、新旧部分の色彩が調和していない、類似しているが色相・彩度などが少し異なっており一体感を欠いているなどの例が見受けられます。全体の色彩を調和させるよう計画してください。



増設された建築物の色彩に一体感がない福祉関連施設群

<p>建築設備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外階段や建築設備を設置する場合は、建築物の美観を整えるため、次のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○建築物と一体となった意匠とする。 ○周囲から直接望見できない位置に配置する。 ○ルーバー、外壁などにより適切に遮蔽する。この場合ルーバー等の色彩は外壁の色彩の基準と同一とする。 ●集合住宅などにおけるテレビ受信アンテナは、共同化する。 ●建築物に附属する駐車場・駐輪場は、建築物本体と調和した意匠とする。 ●建築物に附属するごみ置き場は、美観を整えるため、次のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の内部に組み込み、一体化する。 ○建築物と同一の素材の壁、生垣や緑化フェンスなどで遮蔽する。 ●瀬戸田地区においては、屋上、屋根、階段室などには建築設備等は原則として設置しない。また、屋上、屋根、塔屋などには携帯電話用基地局アンテナは、原則として設置しない。(尾道市景観地区における「屋根等」の「スカイライン」と同じ基準を適用する。)
--------------	---

- ◆これらの項目は、景観地区の基準に同様のものがあるため、そちらで整理しています。
- ・瀬戸田地区に関する基準以外の4つの項目については、p 25 の「スカイライン」における屋上等の設備の遮蔽に関する内容と、p 39 の「建築設備等」をご覧ください。
 - ・「重点地区」である瀬戸田地区については、尾道・向島地区(＝景観地区)と同様に、背後の寺社などからの眺望景観の阻害要因となりやすい屋上の突出物などをできるだけ設けないようにする配慮が望まれます。このため、「景観地区」－「屋根等」－「スカイライン」の基準(p 25～27)と同じ内容を適用します。

<p>塀や垣など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の敷地に塀や垣などを設ける場合は、極力生垣または自然素材を用いた柵・塀とし、これによりがたい場合は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○透視性があり、低明度・低彩度の落ち着いた色彩の金属フェンスその他これに類するもの ○化粧性のあるコンクリート塀またはコンクリートブロック塀 ○柵・塀の前面を緑化したもの ●瀬戸田地区においては、コンクリート塀又はコンクリートブロック塀に着色する場合は彩度を低くする。また、金属製のフェンスなどを用いる場合は、褐色系を使用する。(尾道市景観地区と同じ基準を適用する。)
--------------	---

- ◆これらの項目は、景観地区の基準に同様のものがあります。
- ・「金属製のフェンスその他これに類するもの」とコンクリートを用いた塀の扱いについては、p 40 の「建築物の塀や柵などの意匠」に準じて計画してください。
 - ・「重点地区」である瀬戸田地区では、コンクリート塀又はコンクリートブロック塀に着色する場合は彩度を低く、金属製のフェンスなどを用いる場合は褐色系とし、地区の特性と調和させてください。ただし、「重点地区」以外の区域では、金属製フェンス等の色彩について、「褐色系」という基準は設けません。

③工作物、その他の行為

【ア】工作物

<p>工作物の色彩</p>	<p>●外壁の色彩は、次のとおりとする。ただしアクセント色、工作物の保安上必要とされる彩色、彫像・記念碑等でデザイン上必要な彩色等はこの限りでない。</p> <p>○落ち着いたある色調、無彩色または素材色を用いるものとし、彩度の高い色は使用しないこと。</p> <p>○主要な展望地からの眺望も含めて近景から遠景に至る様々な方向から見た場合の色彩の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。</p> <p>●貯蔵用タンクなどで大規模な壁面を有する工作物（規模は建築物の場合に準じる。）の外壁は、圧迫感を軽減し、周辺との調和を図るため、極力、色彩等による分節化や表情づけを行う。</p>
<p>工作物の附属設備等</p>	<p>●工作物に屋外階段や高架水槽などの設備を設置する場合は、工作物の美観を整えるため、次のいずれかとする。</p> <p>○当該工作物と一体となった意匠とする。</p> <p>○ルーバーなどにより適切に遮蔽する。この場合ルーバー等の色彩は当該工作物の色彩の基準と同一とする。</p>
<p>工作物の敷地の塀や垣など</p>	<p>●工作物の敷地に塀や垣などを設ける場合は、極力生垣または自然素材を用いた柵・塀とし、これにより難しい場合は次のとおりとする。</p> <p>○透視性があり、低明度・低彩度の落ち着いた色彩の金属フェンスその他これに類するもの</p> <p>○化粧性のあるコンクリート塀またはコンクリートブロック塀</p> <p>○柵・塀の前面を緑化したもの</p> <p>●瀬戸田地区においては、金属製のフェンスなどを用いる場合は、褐色系を使用する。（尾道市景観地区と同じ基準を適用する。）</p>

◆工作物に関するこれらの項目は、建築物に関する、p13の「外壁の形態・意匠」とp32（景観地区）の「外壁の形態」、p13の「外壁の色彩」、p17の「建築設備等」、「塀や垣など」の項目に準じて扱うこととします。

<p>擁壁</p>	<p>●主要構造部にコンクリートを使用する場合は、その色彩は、周辺の土壌や岩石等と明度をそろえるなど、斜面の景観に違和感なく融和するよう努める。</p>
-----------	--

◆通常のコンクリートは明度が高く白っぽい色彩のもので、自然石を用いた擁壁に比べ、周囲の土壌や岩肌、また樹林などから浮いて見え、表情も乏しく感じられます。このため、周囲の景観特性を踏まえながら、着色剤など色彩を調整する混和剤の活用や、表面に陰影をもたらす化粧工法などにより調和を図るよう計画してください。



事例：着色剤（混和剤）を活用したもの

<http://www.sanko-inet.co.jp/shohin4.html>

<http://www.todakogyo.co.jp/docs/products/menu.html>

【イ】 開発行為

擁壁その他これに類するもの	●周辺の自然植生と調和したできる限り豊かな緑化に努める。なお、主要構造部にコンクリートを使用する場合は、その色彩は、周辺の土壌や岩石等と明度をそろえるなど、斜面の景観に違和感なく融和するよう努める。
---------------	---

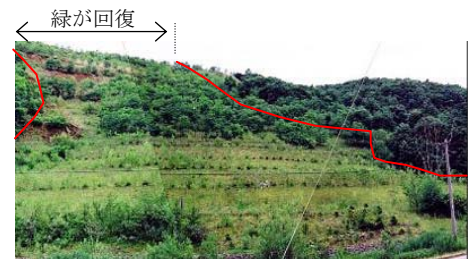
◆緑化については、様々な緑化工法があります。当該の事業の条件下で、適切な工法を採用してください。隣接して樹林などがある場合は、それとの連続性にも配慮してください。

◆なお、基準の後段の内容については、工作物の「擁壁」と同様に扱います。

【ウ】 土石の採取

採取の工法等	●行為後に、行為前に近い自然の状態に戻る採取工法を採用する。
--------	--------------------------------

◆山腹などにおける土石の採取は、ベンチカット工法など、行為後に緑化を施しやすい工法を採用することが基本となっています。届出時には行為後の緑化の計画と合わせて、それに向けた適切な工法を採用してください。



採石跡地の緑化事例

<http://homepage3.nifty.com/hokkaitihon/top/saiseki/kankyoutaisaku.htm>

修景または塀や垣など	<p>●採取する土地は、目立たないように、次のいずれかの措置を講じる。なお、行為の土地の形状や地形等から困難である部分についてはこの限りではない。</p> <p>○敷地の周囲を緑化等により修景する。</p> <p>○周囲から見えにくいよう、次のいずれかにより、適切な塀や垣などを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化粧性のあるコンクリート塀、コンクリートブロック塀、鋼板フェンス ・柵・塀の前面を緑化したもの
------------	---

◆採石等を行っている場所は、一般に特異な景観となっており、地域の景観阻害要素となりやすいものです。このため、周囲からの視線を遮蔽する措置を施してください。ただし、急傾斜の採取地そのものの遮蔽は無理であるので、その場合は、平地部分の作業場などに対して講じてください。

【エ】屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積

堆積の形態	●堆積物が周囲の景観に及ぼす影響を小さくするため、極力堆積物の高さを低くするとともに、整然とした堆積とする。
-------	--

◆この内容は届出以降の活動行為にかかるものですが、できるだけ整然とした堆積を行うことができるような敷地の整備を行ってください。



敷地が整備されておらず雑然とした堆積（「大規模行為景観形成ガイドプラン」広島県）

修景または塀や垣など	<p>●行為地の敷地は、堆積物が周囲から見えにくいよう、次のいずれかにより、適切な塀や垣などを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○化粧性のあるコンクリート塀、コンクリートブロック塀、鋼板フェンス ○柵・塀の前面を緑化したもの
------------	---

◆前記の土石の採取における同項目と同様に扱います。生垣の使用も可です。